

☆例会日変更のお知らせ

1. 室蘭R.C. 4月8日は夜間例会として17時(於ニューブラザー)に変更。
2. 函館R.C. 4月15日は夜間例会として18時(於五島軒本店)に変更。  
ビクター料 千円也。

◎卓 話 「川柳 について」 山 矢 武 氏

(氏は市内で手広く塗料商を営まれて居ります社長さんであります。)

十年程前より古川柳、狂句或いは破礼句について研究をはじめられ、非常に造詣の深い方です。そしてこれらの研究を同好の士にわかち、或いは又百科辞典等の誤りを指摘されるなど、いわばかくれた研究者であります。本日は我々の為に膨大な資料をプリントされて御寄賜下さいました。今日は時間の都合でその一部をお話しいただき、残りは皆様御帰りになってからプリントを読んで下さいまして、氏の御研究を鑑賞していただきたいと存じます。若し皆様の中で興味をお持ちになり、なおくわしく御知りになりたい方は、私より御紹介致しますので御申し出下さいませ。

(駒井プログラム委員長)

御講演のすべては演者御寄賜のプリントにくわしく書かれて居り、会員全員に配布してありますので省略致します。

☆時事解説「司法修習生の問題」

小村修平会員

突然の指命でしかもこれを五分間で喋れという事は修習生の問題とともに大問題なのであります。考えられる事は二つあると思います。その一つは熊本地裁の判事補、今度再任されて判事になる方ですが、再任名簿にのらなかったという事。それだけでも問題なのであります。熊本の地裁、家裁及び簡裁の、所長を除いた全裁判官が、異例の要望書を最高裁に提出したという事です。再任するかどうかという事はその裁判官の人格、識見或いは能力等についての一種の勤務評定的なものが地裁をとうして高裁、最高裁と行き最終的に最高裁で決定するものであります。新聞で見る限りに於いては福岡高裁長官も此の人物に対しては評定の上で問題なしとして居るのであります。

しかも同僚である熊本の判事全員が要望書を提出して居り、従って最高裁の判断がどう出るかが**みもの**なのであります。その二は修習生の一人が修業式の席で予定外の発言をしたところ、秩序をみだし品位を害したという理由で罷免された事です。

この事について大阪弁護士会では、此の人はすでに修習を修了して居るのであるから当人より弁護士登録の申請があった場合は受理すべきであろうという意見が発表されました。当人は大阪弁護士会所属を希望して居るかどうかはわかりませんが、我々弁護士が登録する時は各単位弁護士会を通じて日本弁護士連合会に登録し、はじめて弁護士として認められるという仕組みになって居り、今迄のいきさつよりすれば日弁連は之を受理するであろうという見方が強く、此処で認められた弁護士に対して裁判所はどの様な取り扱い方をするのかというのがまた**みもの**の一つであります。

◎出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率%
46. 4. 30	45名	39名	6名		
46. 4. 24	45名	39名	6名	5名	97.83%
在函クラブ	(3/31) 函館R.C. 89.17%	(3/30) 函館東R.C. 98.80%	(3/26) 函館五R.C. 97.50%		

次回例会日 4月21日

プログラム 「 題 未 定 」

藤林会員・山本会員

The Weekly Report

事務所  
函館市若松町15-7拓銀ビル8階  
ロータリー合同事務所  
☎. (0138) 23-3870



of Hakodate North R.C.

例会場 函館市若松町拓銀ビル7階  
五島軒駅前支店  
例会日 毎週水曜日 12:30-13:30

1971. 4. 21

1970~1971 第42号

第346回例会

BRIDGE THE GAPS

隔りを取り除こう

(ウオークR.I.会長指針)



立待岬

角谷隆一会員

本日のプログラム

「 題 未 定 」 藤林五郎会員  
「 新たばこ工場紹介 」 山本克己会員

第345回例会記録

◎司 会 市川芳夫会員

◎齊 唱 我等の生業

◎ピジター 岩内R.C. 本間哲衛君 (正油製造)  
函館R.C. 高木幸作君 他11名  
函館東R.C. 白崎豊治君 他7名  
函館五R.C. 滝野敏弥君 他4名

★富田ガバナーノミニエ挨拶

いよいよ日も迫りまして来る4月19日羽田発でアメリカへ参ります。

5月1日より約1週間レークブラシッドで特訓を受けて来る次第であります。その後シドニー国際大会に出席致し五月下旬に帰国する予定でございます。沢山の資料を持ち帰りまして新年度に於ける活躍の糧にしたいと存じて居ります。帰って参りますとすぐ岩見沢市に於いて地区協議会が開催されます。各クラブの出席義務者のみだけでなく会員の皆様も多数出席されましてロータリーについての勉強をしていただきたいと思います。只近いうちに会長には会長必携、幹事には幹事要覧、委員会には委員会資料が参りますので、あらかじめ御検討の上御出席下されば尚一層の効果が期待出来、7月早々よ



り立派な活動が出来るものと思います。

又9月には当地に於いて地区大会が開催されます。それについて着々準備が進められて居り夫々が立派な大会にすべく努力して居るのであります。当北クラブに於いても役員の方が多数居られるものと思いますが、どうか準備に専念下されまして立派な大会にさせていただき度く御願ひ申し上げます。どうぞよろしく御協力の程お願い致します。

### ◎幹事報告

1. 富田ガバナーノ ミニー渡米日時は4月16日19時20分発連絡船で上京、4月19日羽田発で渡米致す事になって居ります。
2. 4月10日会長・幹事会が開催されました。河野ガバナーより書翰が参り、江差、森函館北R.C.の会員減少の理由は何ぞやという質問が提起されました。それに対し江差、森R.C.はいわゆる過疎地帯であって、会員の増強は困難であるとの回答がありました。当北クラブに於いては、転勤2名、自己の都合による退会者2名、病氣による退会者1名でその補充はすでに完了して居る旨を回答致して参りました。
3. 例会終了後理事会を開催致します。次年度の理事全員御出席下さい。次年度の各委員長、委員を本日中に決定しなければならぬ緊迫した理事会です故必ず出席下さいませ御願ひ致します。

### ◎ニコニコボックス

1. 山田会員： 単身赴任だったところ、御家族皆様来函されていつもの様な楽しい家庭にもどりました。
2. 山内会員： 結婚記念日おめでとうございます。
3. 成田会員： 御長男秀紀君が日本大学工学部をめでたく御卒業後函館ドックに勤務又長女紀子さんが函館短大御卒業、空港ビルに勤務された事を記念して。更に堂垣内知事誕生を道南地区事務局長として大任を無事果された事を記念して。

### ◎卓 話 「こばなし 国際法」

小村修平会員

今年に入りまして中南米のチリーという国が中国を承認して居ります。

さて此の承認という事については皆様あまり御存知ではないかと思ひます。国際法上国家承認、政府承認等いくつかの承認があるのですが、チリーの中国承認は今述べました国家承認に当るものでありまして、新聞紙上ににぎわしたのであります。

なぜ承認が必要なのかという問題に先立って我々が常識的に承認というものを考える場合、権力或いは勢力の上位のものが下位のものに対して認めてやるというニュアンスが持たれるのであります。しかし国際法上では必ずしもそう取扱われては居らないのであります。むづかしく云えば国際法の主体として認めるという事であり、主体とは何かと云えば法律上の権利と義務を受けるものであると説明がなされます。結局或る国が或る国を認めた場合、認められた国は国際法上認めた国と同当の権利と義務をもつ事が出来るというわけでありまして。

しかし承認するしないにかかわらず、現に中国の様に立派に行動して居る国が存在して居るわけでありまして、一体承認とは何かという事について学者達は創設的效果説、宣言的效果説と二つの大きな説をと立て居るのでありまして、我が国では創設的效果説が通説だと云われて居ります。此の説によれば承認をする迄は事実上存在する国でありながら法律上では無であるというものであります。つまり在るけれど見えないという考え方でありまして。

例えばアメリカは中共を承認して居ない即ち中共は存在して居るがアメリカでは見えないという事でありまして。

遠い中国は見えないという近視眼的な見方ではありますが、これは又非常に都合の良い見方でもあります。と申しますのは中共に隣接して居る他の国々は承認して良く見えて居るのに中共だけが見えないというものです。一方我が国では近い中国が見えないのに遠いアフリカ諸国が良く見えるという老眼的な現況であります。承認によってもたらされるものは相互国間の正常な外交が樹立されるという事につきると思ひます。

さて次に外交の事について申しますと、原則として各国の外交使節がその国にとどまって自国を代表して事務的折衝、意見の交換、情報の収集等を行って居るのであります。此の外交使節はいつ頃から行われて来たのかと申しますと、見方によってその年代も変わりますが、少くとも現代の様な姿をとったのはウィーン会議以後であります。

その中で外交官に関するいろいろの条約が出来て居るのでありますが、中で面白いのは「外交使節の席次に関するウィーン会議規則」というのがあります。此の中では会議を行う場合外交使節はどういう席順でならぶかという事を仰々しく規則として(国際法では法律)定めてあります。

なぜ此の様な事をしなければならなかったかと申しますと、その前提として席次についての争いがあったからであります。我々の間では上席をゆづり合う美徳の争いはしばしば見られますが、外交官の場合のそれは上席に坐ろうとする争いでありまして。

その争いについて有名なのは1648年に行われたウエストファリア条約の時であります。これは宗教戦争の後始末であります。ウエストファリアとはドイツの一地方の名称であり、例えば道南地方、渡島、松山地方といった区域であります。

皆様お気付の様に条約というものはそれが締結された都市の名を冠して呼ぶのが慣わしになって居ります。

例えば下関条約、ワシントン条約、ロンドン条約といった様に呼ばれて居りますが、ウエストファリアは都市の名称でなく一地方の呼び名であります。それは都市の名を付けられなかった理由があったからであります。

実際に此の条約が締結交渉されたのは此のウエストファリア地方のオスナブリュックという都市とミュンスターという二つの都市で作られたのであります。

此の両都市間の距離は約50キロであります。なぜ此の様な事がなされたかと申しますと、当時の大国であったフランスとスウェーデンが、互に上席を占める事を主張してゆずらず、一方はオスナブリュックに陣取り、一方はミュンスターに陣取って夫々が会議場であると主張し結局両都市間を馬車に乗って往復し正に「会議は疲れる」といった状態がつづいてやっと締結をみたのであります。

此の様な前例の故をもってウィーン条件に於いては外交官の席次に関する条約が作られたのであります。要するに外交官は夫々の国の元首を代表するものであるとの意識が此の様な状況を作り出し又それについて各国が納得行く様な取りきめが必要になって来たのであります。

最近漁業交渉等の事が新聞紙上ににぎわして居るのは皆様御承知のとおりであります。これも亦一つの外交交渉であります。

日本の様に四面海にかこまれ、海洋資源によって活を求めようとして居る国にとっては、公海は誰のものであり、公海でどの様な事が出来るのかという事は極めて重大な事でありまして。

海について各国はどの様な事をして来たかという事を歴史的に見て参りますと、先づ最初に海洋領有論という形であらわれて来ます。

中世に於けるイタリアのピサ、トスカニという都市国家に於いては、チレニア海は我がものだという、又ベニスのアドリア海に対する支配論は最も効果的なものでした。

13世紀より18世紀に至る迄完全な支配権をもって居たと云われて居ります。



更に大きくなるとスペインの大西洋の西部とメキシコ湾と太平洋は我がものだという論、ポルトガルはモロッコ以南の大西洋及びインド洋は我が領有だといった様なことであります。

その後近代国家として目覚めた各国も海に対する権利主張をとなえる様になり様々ないきさつを経て公海は自由であるという近代の理論を生むに至ったのであります。

此の時代はしばらく続きましたが、戦後に至って再び海洋に対する支配領有論が出て来たのであります。此の嚆矢となったのが1945年9月のトルーマン宣言でありして水深200米迄は領土と同じであると主張したのであります。

これにつづいて中南米の諸国が便乗して同様の宣言をしたのでありますが、最も大々的に行われたのは御承知の李承晩ラインであります。これは水深等には関係なく自国の周囲は全部自国に付属するものだという無茶な理論から出発したものであります。

海に関してはかつての領有論から公海自由論に至り更に現代は再び領有論的（大陸棚宣言、保存水域宣言）要素となり、しかも夫々の時代の大国の希むところによって変化しつつあるのであります。

やがて再び自由論の時代が来るものと考えられますが、それがどの様な形で行われるかも興味のある所であります。

◎出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率%
46. 4. 14	45名	33名	12名		
46. 4. 7	45名	40名	5名	5名	100.00%
在函クラブ	(4/7) 函館R.C. 94.96%	(4/6) 函館東R.C. 97.62%	(4/2) 函館五R.C. 100.00%		
3月平均	函館北R.C. 99.14%	函館R.C. 91.66%	函館東R.C. 98.09%	函館五R.C. 97.50%	

次回例会日 4月28日  
プログラム 「未定」

The Weekly Report

事務所  
函館市若松町15-7拓銀ビル8階  
ロータリー合同事務所  
☎. (0138) 23-3870



of Hakodate North R.C.

例会場 函館市若松町拓銀ビル7階  
五島軒駅前支店  
例会日 毎週水曜日 12:30-13:30

1971. 4. 28

1970~1971 第43号

第347回例会

BRIDGE THE GAPS

隔りを取り除こう

(ウオークR.I.会長指針)



立待岬

角谷隆一会員

本日のプログラム

「教育雑感」

函館昭和女子学園高校長 四倉太郎氏

第346回例会記録

- ◎司会 船矢健喜副会長
- ◎斉唱 手に手つないで
- ◎ピジター 士別R.C. 岡田小治君 (酒類販売)
- 江差R.C. 中瀬公一君 (採石)
- 函館R.C. 小畑信愛君 他11名
- 函館東R.C. 外山正君 他11名
- 函館五R.C. 福岡一成君 他2名

◎会長報告

俣野会員が此の度茨城県の古河、石岡両クラブを訪問、バナーを交換して参りました御覧下さい。

◎幹事報告

1. 1971~1972年度に於ける会員の役割が決定致しましたので御知らせ致します。(名簿は後のページに掲載します)